

さくら保険サービス通信

〒830-0016 福岡県久留米市通東町3-5杉本ビル2F

TEL 0942-37-7351 FAX 0942-37-7352

さくら保険サービスのURL <http://www.sakura-hoken.com/>

16年

2月号

30秒でチョットした情報通になれる



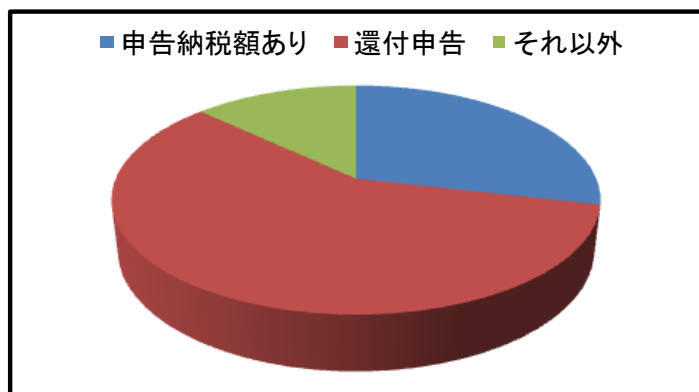
■納税者と還付者。どちらが多い？

多くの個人事業主にとっては煩わしい季節。2月16日～3月15日までの期間が来ました。そう、確定申告提出シーズンです。確定申告が始まったのはいつからでしょうか？ 答えは、昭和22年の所得分から。では、そのときの所得税の申告提出期限は？ 昭和23年1月31日でした。

これでは正月をゆっくりする間もない。新年早々所得税の申告事務。憂うつなりそう。税務署は申告者のことを思ったのか期限を遅らせます。昭和26年には2月末日。昭和27年分から3月15日になりました。

確定申告イコール所得納税と思うでしょう。違うのです。申告納税者より還付申告者が多いのです。申告納税者は612万人。それに対し還付申告者は約1,248万人。申告納税者の約2倍が還付申告者。

この季節は所得税を取り戻す季節なのかも。とすると2月16日～3月15日は煩わしい季節でない。3月以後にお金が戻ってくる。それを期待する季節なのかも……。税金計算にも力がはいりそう。



平成26年度所得税の確定申告提出状況

■ 申告納税額あり	6,120
■ 還付申告	12,487
■ それ以外	2,784

単位：千人

さくら保険サービス通信

〒830-0016 福岡県久留米市通東町3-5杉本ビル2F

TEL 0942-37-7351 FAX 0942-37-7352

さくら保険サービスのURL <http://www.sakura-hoken.com/>

16年
2月号

30秒でチョットした情報通になれる



■糖尿病、高血圧の予備軍では……。

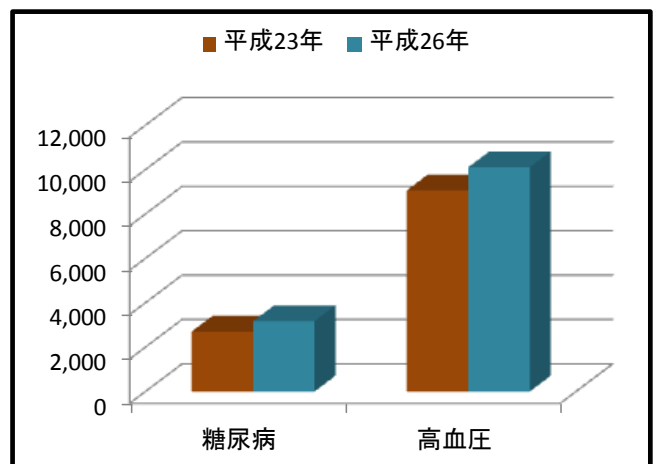
2月は「全国生活習慣病予防月間」。体重が増えてしまった。健康診断の血糖値が上限値を超えてしまった。糖尿病の予備軍かな……。厚生労働省の『患者調査』では年々糖尿病、高血圧症などの生活習慣病が増えています(グラフ)。私もその仲間になったのかもしれない。「一般社団法人 日本生活習慣病予防協会」のHPに対策が載っていました。それが**“一無・二少・三多”**です。

一無(いちむ)とは、禁煙です。二少(にししょう)とは、少食(「腹八分目に医者いらず」。特に「3つの白を控える」。白米・白パンの白、食塩の白、砂糖の白です。それと「食物繊維を豊富に摂る」ことです。

少酒(日本酒に換算して一合程度)。

三多(さんた)とは、多動(体を多く動かす)。多休(しっかり休養をとる)。多接(多くの人、事、物に接する生活)。

人間ドッグを受診した結果で「異常なし」、「軽度異常なるも現在心配なし」は全体の10%ぐらい。年齢を重ねるとともにこの率は減少します。具体的に検査項目別では、高コレステロール、肥満、肝機能異常が多いです。健康長寿のためにも自分の生活が“一無・二少・三多”か? 振り返ってみましょう。



	平成23年	平成26年
糖尿病	2,700	3,166
高血圧	9,067	10,108

厚生労働省「患者調査」より 単位:千人

参考・引用資料:「一般社団法人 日本生活習慣病予防協会」のHP

30秒でチョットした情報通になれる



■インフルエンザの予防方法 正しい「手洗い」。

娘に叱られました。外出後の手洗いを適当にやっていたら。娘いわくインフルエンザの「予防の第一は家族がかからないこと」。そのために「外出後の手洗い」を正しくすること。それで皆さんもテレビや新聞ですでに知っているでしょうが、私の娘に指導された手の洗い方を……。皆さん、特にお父さん、家族に叱られる前に正しい「手洗い」を学んでおきましょう。



手のひらをしっかり洗います。



手の甲をしっかりと洗います。



指先・爪の間もしっかり洗います。



指と指の間もしっかり洗います。



指を1本ずつ丁寧に洗います。親指も忘れずに。



手首も片方ずつしっかりと洗います

さくら保険サービス通信

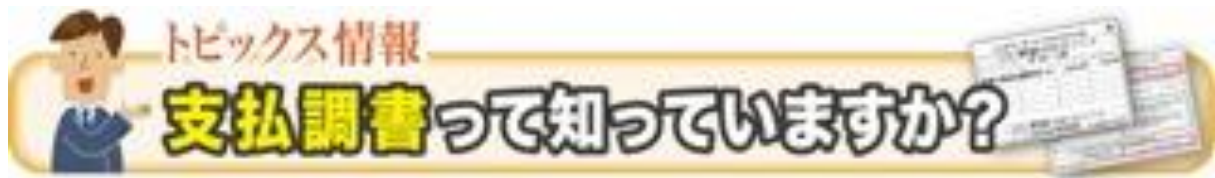
〒830-0016 福岡県久留米市通東町3-5杉本ビル2F

TEL 0942-37-7351 FAX 0942-37-7352

さくら保険サービスのURL <http://www.sakura-hoken.com/>

16年
2月号

30秒でちょっとした情報通になれる



生命保険会社が税務署に提出する支払調書とは？

生命保険会社が税務署に提出する「支払調書」。生命保険会社は、税務署に一定の金額を超える保険金や年金などを支払う場合に「支払調書」を作成し、税務署に提出します。

「支払調書」の提出要件は：

■死亡保険金、満期保険金、解約返戻金、祝金などを一時金で支払う場合

- ①所得税(一時所得)は、1回の支払金額が100万円を超えるものについて提出します。
- ②相続税・贈与税は、支払われる保険金額が100万円を超えるものについて提出します。

■個人年金などの年金を支払う場合

- ①所得税(雑所得)は、年金の支払金額が20万円を超えるものについて提出します。

ただし、契約者と年金受取人が異なる場合は、支払金額に関わらず提出します。

平成28年1月以降に支払う保険金等にマイナンバーを記載します

生命保険会社は、100万円を超える保険金、解約返戻金、20万円を超える年金を支払う場合に、契約者および受取人のマイナンバーを「支払調書」に記載します。

生命保険の契約者変更情報を税務署に提出します！

平成27年度税制改正で“生命保険契約等の契約者変更”があった場合には、保険金等の支払時の契約者が払い込んだ保険料を支払調書に記載します。この変更は平成30年1月1日以降の契約者変更について適用します。

「生命保険の契約者変更情報を税務署に提出」についてはQ & A集で……。